

MAGNOLIA MEDICAL TECHNOLOGIES, INC. v. KURIN, INC.事件、上訴番号 2024-2001 (CAFC、2026年3月6日)。Lourie裁判官、Hughes裁判官、Freeman裁判官による審理。デラウェア地区地方裁判所(Connolly裁判官)の判決を不服としての上訴。

背景:

Magnolia社とKurin社の両社は、静脈穿刺の際に、血液検体の最初の部分(すなわち、皮膚の微生物により汚染される可能性が最も高い部分)を分流するためのデバイスを開発した。Magnolia社は2件の特許を所有しており、そのうちの1件には「vent」および「seal member」に関するクレーム(483特許)があり、もう1件には「diverter」に関するクレーム(001特許)がある。Kurin社は、血液分離デバイスである「Kurin Lock」を製造している。このデバイスは、血液と接触する前は「vent」としての役割を果たすものの、血液と最初に接触した後は「seal」となる多孔質ポリマープラグから構成されている。Magnolia社は、この「Kurin Lock」が483特許および001特許を侵害しているとしてKurin社を提訴した。

Markmanヒアリングにおいて、地方裁判所は、001特許のクレームに記載された「diverter」をミーンズ-プラス-ファンクション(means-plus-function)の用語として解釈したため、このクレームは、対応する開示された「diverter」の構造のみに限定された。この解釈に基づき、当事者らは、001特許については侵害していないと合意した。当事者らは、483特許における「vent」および「seal」という限定の解釈を求めなかった。

Magnolia社による証拠提示の後、Kurin社は法律問題としての判決(JMOL)を求めて申し立てを提出したが、棄却された。陪審員らは、Kurin社が483特許のクレームを直接侵害したとした。その後、Kurin社はJMOLの申し立てを再度提出した。地方裁判所はこの申し立てを認め、特許クレームにおいて構成要素が個別に列挙されている場合、それらの構成要素は個別の構造でなければならないとした。Magnolia社は、これを不服として上訴した。

争点/判決:

- (1) 地方裁判所が、001特許にはミーンズ-プラス-ファンクション(means-plus-function)の用語が含まれていると解釈したことは誤りであったか。否、原判決が確認支持された。
- (2) (a) 時期を逸していたこと、もしくは(b) 誤ったクレームの解釈に基づいていたことのいずれかの理由により、地方裁判所によるJMOLは不適切であったか。否、原判決が確認支持された。

審理内容:

CAFCは、「diverter」を「ミーンズ-プラス-ファンクション(means-plus-function)」の用語として解釈したことを確認支持した。具体的には、001特許のクレーム1において「diverter」のいくつかの特徴が記載されてはいたものの、それらは受動的な特徴に過ぎず、単独では方向付け機能を実行するのに不十分であったためである。また、CAFCは、地方裁判所によるクレーム解釈が(a) 適時に行われたものであり、かつ(b) 正確なものであったとし、JMOLを確認支持した。

当事者らは、483特許における「vent」および「seal」という限定の解釈を求める申し立てを行わなかった。従って、陪審員に対しては、これらの用語にはその平易かつ通常の意味が与えられるべきであるとの指示が出された。地方裁判所は、これらの限定がクレーム1において個別に列挙されているため、それらの限定に対応する2つの個別の構造が必要であると適切に結論付けた。これに対しMagnolia社は、地方裁判所がJMOLの判決においてこのような解釈を採用するのは遅すぎたと主張した。

CAFCはMagnolia社の主張に同意しなかった。地方裁判所がJMOLの段階において実質的に異なるクレーム解釈を採用することは遅すぎたことになるというものの、評決(verdict)後にクレーム解釈を詳述することは、それが単に当該解釈に内在していた(inherent)ことを明確化することとどまる限りにおいて、認められるとした。CAFCは、483特許のクレーム1において「vent」および「seal」が個別の構成要素として列挙されているため、当該クレームの平易かつ通常の意味においては、これらは個別の構造であることを必要とすると強調した。